

資 料

新 EU パック旅行指令に関する閣僚理事会の理由草案

高 橋 弘

本理由草案は、EU 新パック旅行指令に関する第 1 読会における閣僚理事会の見解として 2015 年 9 月 4 日に発表されたものである。以下に見るように、件名のタイトル中では「リンクされた旅行給付」とあるが、理由中では「リンクされた旅行手配」の用語が使用されており、統一性を欠いている。しかし、中心的な政策問題として 11 以下で項目毎に、条文や考慮理由の数字も示しながら、分かりやすく説明しているので、EU 新パック旅行指令の立法過程における閣僚理事会の見解を理解するのに役立つと思い、掲載した。

EU 閣僚理事会

ブリュッセル、2015 年 9 月 4 日

(OR. en)

9173/15 ADD1

一件書類 :2013/0246(COD)

CONSWOM 92 MI 345

TOUR 8 JUSTCIV 124

CODEC 770

閣僚理事会の理由草案

件名：パック旅行及びリンクされた旅行給付 *verbundene Reiseleistungen* に関する、欧州議会及び閣僚理事会の規則第 2006/2004 号及び指令第 2011/83/EU 号の改正に関する、並びに閣僚理事会指令 90/314/EWG 指令の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会の EU 指令の発出に関する第 1 読会における閣僚理事会の見解

—閣僚理事会の理由草案

I はじめに

1. 2013年7月9日に、EU委員会は、条約第114条に基づく提案及び「デジタル時代へのEUパック旅行法の適合」というタイトルの報告を提出した。
2. 2013年9月6日に、閣僚理事会は、経済社会委員会を聴聞することを決定した。2013年12月11日に、同委員会はその意見を承認した。
2013年9月に、閣僚理事会は、地域委員会を聴聞することを決定した。同委員会はその意見を提出しないことを決定した。
3. 2014年3月12日に、欧州議会は、第1読会においてその見解を決定し、その際に委員会提案における132の変更を承認した。
2014年11月に、欧州議会は、前の報告者 Hans Peter MAYER(PPE/DE) が再選の対象になっていなかったため、Birgit COLLIN-LANGEN(PPE/DE) を新しい報告者に指名した。
4. 2013年9月に、「消費者保護及び消費者情報」グループによる提案の検討が始まった。委員会の結果評価は、この一件書類の第1回グループ会議で検討された。その際に、委員会がその結果評価において適用した方法及び基準を代表団（派遣代表）が広く是認していることが明らかになった。
5. 2014年12月4日に、閣僚理事会（競争力）は、議長が欧州議会との交渉開始の全権を勤める一般的な開催を承認した（Dok.16054/14）。
6. 2015年2月4日、3月22日、4月22日及び5月5日に、この交渉の枠内で4回の非公式な三者会談 Trilog がおこなわれた。5月5日の Trilog の枠内で、欧州議会と閣僚理事会議長はさまざまな利益を適切に考慮した総合妥協法案に対する仮合意を達成した。
7. 2015年5月28日の会議で、閣僚理事会（競争力）は、こうした事情を考慮して、公文書8969/15及び8969/15COR1に示されている政策的合意に達した。
8. その後、2015年6月17日の書面で、欧州議会は閣僚理事会に、欧州議会は閣僚理事会の見解を何ら修正することなく第2読会で是認するであろうと

通知した。

II 目的

9. 提案の一般的な目的は、パック旅行の領域における域内市場のより良き機能化とより高い消費者保護水準とである。1990年に承認され現在行われている指令により、パック旅行（通常、運送と宿泊）を予約する旅行者は新しい諸権利を有している。2002年に裁判所は、ある判決で「予め確定された組み合わせ」という概念が、消費者の希望と条件とに従って旅行代理店によって組織される旅行、及び、旅行代理店と消費者との間で契約が締結される時点で行われている観光旅行的サービスの組み合わせ、をも含んでいることを判示した（訳者注：クラブツアー判決：RRa 2002, 119；広法 37 卷 2 号（2013）349 頁以下）。裁判所のこの判決にもかかわらず、旅行給付の組み合わせの現代の形式がどの範囲において指令の下に入るのかは、依然、明確ではない。

III 第 1 読会における閣僚理事会の見解の分析

A. 一般

10. 本来のEU委員会提案は、閣僚理事会と欧州議会との間で達成された合意により修正され、かつ一部は定式化が変更された。域内市場の正常な機能化と高い消費者保護水準とを考慮して、国境を越えた取引のための障害の体系的な除去により、より強力な法の統一、平等な条件の創造及び欧州観光市場の強化が図られている。

B. 中心的な政策問題

11. 調和化の水準（第 12 条第 3 項及び第 4 条）

欧州議会の修正に基づいて、閣僚理事会は、最大の調和化の原則が強調されるという形で、調和化の水準に関する新たな規定を取り入れ、かつ各国内の契約法は保持されるという、（消費者保護指令からの）新たな 1 項を追加した。この原則の適用によって、市場は、とりわけオンライン市場は、消費者

の信頼を強め、かつ需要を喚起するために、より透明に形成されるべきである。

12. パック旅行の定義—「クリック・スルー click through」の採用（第3条第2号b第v及び考慮理由13）

閣僚理事会は、パック旅行の定義にいわゆる「クリック・スルー」を留め置くという欧州議会の提案に同意した。少なくとも2つの異なる種類の別々の事業者の旅行給付が、リンクされたオンライン予約によって取得され、かつ24時間内に旅行者の氏名、Eメールアドレス及び支払記載事項が、事業者間で伝送されるときに、「クリック・スルー」が存在する。このほかに、指令の施行の3年後にEU委員会が、この規定の有効性を、とりわけ「クリック・スルー」の構想を評価しなければならず、かつ場合によっては立法提案を提出することになる、検討条項が付加された。

13. リンクされた旅行手配 *Verbundene Reisearrangements*（第3条第5号及び第19条）

以前に構成要素旅行 *Bausteinreisen* と名付けられた、リンクされた旅行手配の定義は、個々の旅行給付が旅行者から別々に選択され、かつ支払われなければならないという記載によって、精確に示めされた。その上に、事業者が他の事業者からの追加的な旅行給付の取得を目的通りに容易にしなければならず、かつ他の事業者とのその後の契約が最初の旅行給付の取得の確認後24時間内に締結されなければならないことが、精確に示めされた。この定義は、旅行者が別々の取引 *Transaktion* において異なる旅行給付を同一の旅行又は同一の休暇旅行のために取得するときに、異なる給付の取得が一人の事業者によって容易になされるが、パック旅行のための基準が何も存在していないケースを含んでいる。リンクされた旅行手配の場合に、リンクされた旅行手配を容易にする事業者が倒産したときには、旅行者が保護されることが保障されなければならない。その結果、旅客運送につき責任のある事業者の倒産により旅行者が旅行目的地で挫折するときは、旅行者は帰路運送される権限を有している。そのほか、リンクされた旅行手配を容易にする事業者は、リンク

された旅行手配に関する契約の締結前に、標準書式により旅行者に、旅行者は倒産保護以外には本指令に基づく諸権利を行使できないことを、通知しなければならない。

14. パック旅行の定義—パック旅行を構成する組み合わせ (第 3 条第 2 号 b 及び考慮理由 18)

小事業者の、とりわけホテルや「ベッドと朝食」タイプの宿泊所の、財政的及び行政的免責につき、閣僚理事会はパック旅行の定義を精確に示している。

とりわけ、その価格が旅行給付の組み合わせの価格の 25% を超えておらずかつ旅行の本質的な構成要素を形成していない追加的な旅行給付の予約、又は最初の旅行給付の履行後に初めてなされる追加的な旅行給付の選択若しくは取得は、パック旅行の概念に入らないとされるべきであることが明確にされた。

15. 倒産保護 (第 17 条及び第 19 条並びに考慮理由 38 乃至 44)

閣僚理事会の重要な目的は、倒産保護の形成に際しての保護規定の有効性と加盟各国の裁量の余地とであった。それゆえ、倒産保護が、起こりうるあらゆる状況を一般的にカバーし、かつ事業者の活動と結びついた財政的なリスクの範囲に対応すべきであるが、この責任は、無制限であってはならないことが、条文に定められた。倒産保護規定の枠内での責任は、通常のリスク評価に対応する諸事由にのみ及ぶべきである。しかし、規定が予見不可能なコストをカバーすることまでは期待され得ないから、有効な倒産保護は、非常に起こりそうもないリスクを考慮しなければならないことを意味するものではない。このために、パック旅行及びリンクされた旅行手配に関連して事業者が給付しなければならない倒産保護の規定の決定にあたり、加盟各国は零細事業者の特別な状況を考慮すべきであることが条文に起草された。

16. 契約前の情報提供 (第 15 条)

契約前の情報提供に関して、旅行者及び旅行主催者に過剰な情報提供義務が負わされることなく、旅行者が状況を知って決定を行うために必要な情報

をいつでも使えることが、条文によって保障されなければならない。それゆえ、EU委員会提案は、とりわけビザの交付期間は旅行者の国籍によって非常に異なり、かつビザの交付期間の情報は契約前の段階では旅行者にあまり役に立たないから、契約前の段階でのビザ交付のおおよその期間に関する情報提供義務が削られたことによって、簡潔にされた。しかし、閣僚理事会及び欧州議会は、ビザ交付のおおよその期間を含む旅券及びビザの負担金に関する一般的な情報提供については、意見が一致している。

17. 回避不能な異常事態の場合の宿泊（第13条第7項及び考慮理由35）

回避不能な異常事態により旅行者の帰路旅行が遅れる場合には、条文によれば、EU法に別異の定めがあるときを除き、最高3泊までの（可能なときは）同等のカテゴリーでの宿泊が定められている。

18. 本質的な契約条件の変更（第11条第2項及び考慮理由33）

本質的な契約条件の変更の場合には、旅行主催者は旅行者に、その期間内に旅行者がその決定を主催者に通知しなければならない相当な期間、並びに、契約を終了する可能性について、情報提供しなければならない。

19. 非財産的損害の賠償（第14条第2項及び考慮理由34）

閣僚理事会は、旅行者の損害賠償請求権を認めた。この請求権は、たとえば当該給付の履行に際しての重大問題により無駄に費消した休暇期間の非財産的損害の賠償の場合にも、損害賠償が認められるべきであることが考慮理由で述べられているから、非財産的損害の賠償をも含んでいる。

20. 時折に利益目的なしに提供されるパック旅行及びリンクされた旅行手配の除外（第2条第2項b及び考慮理由19）

閣僚理事会は、時折に利益目的なしに提供されるパック旅行及びリンクされた旅行手配を、この場合には旅行者の保護はほとんど必要ないから、本指令の適用範囲から除外することを決定した。これによって旅行者は状況を知って決定しうるが、この種の手配が本指令では取り上げられないことについての適切な情報は、入手しやすくすべきである。

21. 出張旅行 (第 2 条第 2 項 c)

事業者とその営業上の、取引上の、手工業上の又は職業上の活動に分類されうる目的で行為する、他の自然人又は法人との間の出張旅行の企画準備 Organisation に関する一般協定に基づいて取得される出張旅行は、休暇パック旅行に比べて出張旅行には既に比較できる保護水準が存在しているから、それがパック旅行であれ、リンクされた旅行手配であれ、一般に除外される。

22. レンタカー (第 3 条第 1 項 c)

E G 指令第 2006/126 号第 4 条第 3 項 c の規定による免許証クラス A のオートバイの賃貸は、「レンタカー」と全く同様に含まれている。この免許証クラスは、ピストン排出量 Hubraum やエンジン出力 Motorleistung の制限なしに、より大型のオートバイに適用される。

23. 電話で締結された契約 (第 27 条第 2 項)

閣僚理事会は、消費者保護指令第 8 条第 6 項の規定の適用により、電話を含む遠距離通信の方法で締結された契約につき、情報提供義務を簡潔にした。

24. 国内法化 (第 28 条)

立法提案の複雑性及び広範囲に及ぶ効果に基づき、とりわけ各国の行政及び事業者のために、加盟各国は、国内法化及び適用のために 24 乃至 36 カ月の期間を有する。

25. 付録 I 及び II

「リンクされた旅行手配」の概念を実務上役に立つようにするために、閣僚理事会は、簡単な表現方法でかつ標準的な方式で、パック旅行及びリンクされた旅行手配に関する旅行者及び事業者の権利義務が説明されている、2 つの付録を添付した。

IV 結論

閣僚理事会は、その見解の決定にあたり、E U 委員会の提案及び欧州議会の第 1 読会において決定された見解を包括的に考慮した。現在の条文は、交渉の

41 - 新EUパック旅行指令に関する閣僚理事会の理由草案（高橋）

中で述べられたさまざまな見解を適切にかつバランス良く考慮しており、旅行者及び事業者に簡明だが効果的な、かつ将来性のある、実務でも遵守可能である枠組みを保障すべきである。